

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、「建築物解体工事共通仕様書(国土交通省最新版)」(以下「共通仕様書」という。)及び「甲斐市土木工事共通仕様書」を準拠し、釜無川レクリエーションセンター解体工事(以下「本工事」という。)に適用する。

(工事範囲)

第2条 本工事の範囲は、別紙図面等に示す範囲とする。

(工期)

第3条 工期は、契約日の翌日から令和9年3月12日とする。なお、工期には、契約書に明記した工事を実施するために要する準備、後片づけ期間を含むため、工程計画を綿密に立て、工期内完成検査に努めること。

(工事概要)

第4条 本工事の概要は、設計図書及び数量計算書に示すとおりとする。

(作業時間)

第5条 本工事の作業時間は、次のとおりとする。

開始時間 午前8時30分

終了時間 午後5時00分

なお、作業時間を変更する場合は、監督員と協議の上決定すること。

(工事施工の周知)

第6条 本工事の近隣自治会、公共施設及び住民に対し、工事概要を明記した回覧通知、工事看板等により周知すること。なお、回覧通知文は監督員に1部提出すること。

(建設リサイクル法対象建設工事の届出に係る事項の説明等)

第7条 本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法に基づき、書面により、契約事務担当者に契約前に提出することとする。

(関係機関との協議)

第8条 本工事の施工前には、所官庁署への届出及び許可等の協議を行い、監督員に報告すること。

(事前調査)

第9条 本工事区域の事前調査は、次のとおり実施すること。

1 沿道・沿線調査

地盤及び建物の異変異形を測量し、写真撮影により施工前、施工中、施工後及び必要に応じて随時調査を行うこと。特に、河川区域との境界線が近いため、河川境界杭等については、重点的に確認すること。

2 騒音・振動調査

騒音、振動調査は、監督員と協議を行い、必要な場合調査を行う。

3 地下埋設物等の調査・保安

地下埋設物等の調査は、当該埋設物の管理者の立会いの上、その位置を確認すること。また、埋設物の位置が確認された場合は、監督員に報告すると共にその防護措置を行い、緊急時の応急処置、連絡方法等について管理者と協議すること。

4 その他

規格、仕様書に定めのある試験又は、必要と認められる試験は、監督員の指示により受注者の負担とする。

(交通・保安上の措置)

第10条 公園利用者及び車両交通の保安上の措置は、次のとおりとする。

1 工事期間中については、安全防止柵の設置を行い、十分な事故防止を実施すること。また、工事車両の搬入時等には、専任の交通誘導員を配置し、車両、歩行者の誘導に努めること。

2 本工事において、交通誘導員は概ね120日間とし、1日1名以上を適所に配置すること。なお、交通管理者等との協議条件に基づき、配置人員等の変更が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。

(工事看板の設置、管理)

第11条 本工事看板の様式及び設置箇所については、最新の山梨県県土整備部「道路工事保安施設設置基準」を準拠し設置すること。また、看板等に破損、汚損等が生じた場合は、速やかに改善処置し、維持管理を行うこと。

(駐車場の確保)

第12条 本工事期間中に近隣者の駐車場使用が困難な場合は、監督員と協議を行い受注者が駐車場を確保すること。

(アスベストの除去)

第13条 アスベストの除去及びアスベストを含有する廃棄物の処理に当たっては、「労働安全衛生法」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」などの関係法令等を遵守すること。

1 事前調査結果の報告

設計図・分析調査結果・目視等により事前調査を行い、関係機関に事前調査結果を報告するとともに、発注者に事前調査結果を書面で報告すること。

2 作業報告及び施工計画の提出

事前調査結果を踏まえ、作業の方法や作業工程等について作業計画を作成しなければならない。

工事着手に先立ち、施工計画書を作成し、監督員に提出し承諾を受けること。

(建設発生土の処分)

第 14 条 本工事から発生する建設発生土については、自由処分により処分するものとする。

1 運搬経路図の提出

建設発生土の搬出については、運搬経路図を作成し監督員に提出すること。

2 搬出数量の提出

搬出先の数量計測と搬出前後の写真撮影及び設計数量との比較を行い、完成時に提出すること。

3 残土処理量が 3,000 立方メートルを超える場合は、最新の「山梨県土砂運搬適正化指導要綱」に基づき、山梨県地域県民センター所長と事前協議を行うこと。

(舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理)

第 15 条 舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。また、産業廃棄物管理表(マニフェスト)により適正に処理するものとする。

(過積載防止への取組み)

第 16 条 受注者は、次の内容によりダンプトラック等による過積載等の防止に努めなければならない。

1 積載重量制限を超過して資機材を積み込まず、また積み込ませないこと。

2 建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたって、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

3 さし枠装着車輛、物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック及び不表示車輛等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、工事現場に出入りさせることがないようにすること。

4 過積載車輛、さし枠装着車輛、改造車輛及び不表示車輛等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載及び不正改造等を助長することがないようにすること。

5 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車輛、不表示車輛等を土砂等の運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

- 6 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 7 下請業者または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- 8 以上のことにつき、受注者は下請業者を十分指導すること。

(主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間)

第17条 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は、次のとおりとする。

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後に監督員との打合せにおいて定めること。
- 2 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、受注者に通知した完成検査結果通知等の日付けとする。

(段階確認等)

第18条 受注者は共通仕様書によるほか、次のとおりとする。

- 1 社内検査の実施
段階検査を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、監督員から請求があった場合は提示すること。
- 2 段階確認時の注意事項
段階確認においては、検査(確認)部分の出来形が確認できる資料を事前に作成し、監督員に提出すること。
- 3 その他
段階確認の計画書については、監督員の承諾を得た場合は、受注者の様式により管理できる。

(暴力団排除措置に関する下請負者確認)

第19条 「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者までを対象に建設業許可等の有無を確認し、許可を有しない者がある場合は、下記について監督員に報告するものとする。

なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。

1. 会社名
2. 代表者名（ふりがな）
3. 代表者生年月日

（週休2日適用工事）

- 第20条 本工事は、週休2日適用工事として、月単位の週休2日により実施することを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日（土日）に取り組むこともできる。
- 2 週休2日に取り組む内容については、施工計画書により提出すること。
 - 3 取り扱いについては、「甲斐市週休2日適用工事実施要領」による。

（金属類の処理）

- 第21条 本工事で発生した鉄筋、鉄骨等の金属類等については、受注者において有価物として売却処分を行うものとする。
- なお、受注者は搬出数量、売却単価、売却金額、搬出先等を記録し、計量票、売却伝票その他監督員が指示する資料を提出すること。

（その他）

- 第22条 この特記仕様書に明記されていない事項は、共通仕様書、契約書及び工事打合せ簿によるものとする。なお、本工事施工にあたり疑義が生じた場合は、監督員と協議し決定するものとする。